

高知くらしの護身術

65

中古車の契約

約款をよく読んで

(2007年8月7日掲載原稿)

自動車は決して安い買い物ではありません。これから中古車を買おうと考えている方に参考にして頂きたい御相談を紹介します。

中古車を買うために店に行き、欲しい車種ではなかったがますます気に入った車が80万円であったので取りあえず押さえておくつもりで店員に話をしたら「注文書」にサインをしてくれと言われサインした。現金払いの条件で、5千円を支払った。2日後に他の店で、希望の車種で気に入った車があり、前の店に解約を申し出たらキャンセル料を請求された。契約書に押印したわけでもないのに、納得出来ない。

このような場合にまず問題となるのは「契約が成立しているかどうか」ということです。注文書の裏面約款に「注文書への署名をもって契約が成立」と定めているものであれば、契約していないとは言えません。

この場合は合意解約について販売店と交渉することになりますが、キャンセルにより販売店に生じる平均的な損害金については支払うことになります。また一律に「キャンセルする場合には、車両代金の〇〇%のキャンセル料が必要」という約款を定めているものであればこの請求の根拠を確認して合理的な金額であるかどうかを判断する必要があります。

自動車は高額な買い物になるため、走行距離や修理歴などよく確認して、慎重に契約するようにして下さい。